

justax

No.2

SEP'93

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

青色事業専従者給与の適正額は？

青色事業専従者給与の金額については、所得税法第57条及び施行令第164条は ①労務従事期間 ②他の使用人の給与 ③類似同業者の支給の状況 ④収益の状況等に照らして「労務の対価として相当と認められるもの」と規定しています。しかし、具体的な計算方法を定めているわけではなく、税務調査でよく問題となるところです。そこで、個人病院と司法書士業の青色事業専従者給与について、新しい判例裁決をご紹介します。

【平成4年1月28日裁決・J43-2-06】

司法書士業の青色事業専従者給与について「類似同業者7名の所得金額に占める青色事業専従者給与の割合（専従者給与率）の平均値を、請求人の所得金額に乗じて算定した金額」を適正額としたことは、収益状況をより反映させるものであり合理的であるとしています。

	請求人主張額	所得金額 × 専従者給与率 = 審判所認定額
昭和61年	1000万円	3150万8878円×19.78%=623万2456円
昭和62年	1500万円	5001万2696円×16.34%=817万2075円
昭和63年	1500万円	4396万8538円×17.98%=790万5544円

【平成3年3月8日最高裁判決・Z182-6673】

(地裁 Z174-6384,高裁 Z180-6556)

(1)個人病院の青色事業専従者給与につき「徳島県内の医師（主として内科、外科の診察を行う者）の妻で、医師、看護婦等医療業務に関連する資格を有しない者41人が受ける青色事業専従者給与の平均額」を適正額としたことは、他の使用人の給与等に照らし相当であるとしています。

	原告主張額	徳島県内の平均額	裁判所の認定額
昭和55年	2160万円	463万6788円	463万6788円
昭和56年	1740万円	491万1046円	491万1046円
昭和57年	1640万円	549万4425円	549万4425円

(2)徳島県内の医師の妻である青色事業専従者給与の平均額の計算表（省略）

……………(資料提供 東京税理士データバンク室)